

4. 討議議事録等

4-1 討議議事録

4-1-1 討議議事録（基本設計現地調査時）

4-1-2 討議議事録（基本設計ドラフト・ファイナル・レポート説明時）

4-2 耕作契約書（SAED-農民組織）

4-3 農業水利施設の管理・運営及び保守に関する権限委譲契約書

4-4 農業水利施設の管理・運営及び保守に関する権限委譲（仮）契約書

PROCES-VERBAL DES DISCUSSIONS DE L'ETUDE DU PLAN DE BASE
DU PROJET DE REHABILITATION DU CASIER DE DEBI
EN REPUBLIQUE DU SENEGAL

Le Gouvernement de la République du Sénégal a adressé la demande au Gouvernement du Japon pour réaliser dans le cadre de la Coopération Financière Non-Remboursable, le Projet de Réhabilitation du casier de Débi. En réponse à cette requête, le Gouvernement du Japon a décidé d'envoyer par l'intermédiaire de l'Agence Japonaise de la Coopération Internationale (ci-après dénommée la JICA), une Mission chargée de l'Etude du Plan de Base, faisant suite à l'Etude Préliminaire du Projet exécutée précédemment.

La JICA a envoyé au Sénégal une Mission chargée de l'Etude du Plan de Base dirigée par M. Akihiro KAWADA, Directeur-Adjoint au Bureau de la Planification et de la Coordination des travaux, Direction de l'Amélioration des Structures Agricoles, du Ministère de l'Agriculture, de la Forêt et de la Pêche. La Mission a séjourné au Sénégal du 16 Novembre 1992 au 15 Décembre 1992.

La Mission d'étude a effectué une série de discussions avec les responsables concernés du Gouvernement de la République du Sénégal et de la Société Nationale d'Aménagement des Terres du Delta du Fleuve Sénégal et des Vallées du Fleuve Sénégal et de la Falémé (ci-après dénommée la SAED), et réalisé des études sur le Site du Projet.

Sur la base des discussions et des études sur le terrain, les deux parties ont donné leur accord sur les principaux points mentionnés ci-dessous.

Fait à Dakar, le 25 Novembre 1992

Pour la partie japonaise:

Pour la partie sénégalaise:

M. Akihiro KAWADA

M. Sidy Moctar KEITA

M. Abdoulaye NDIAYE

Chef de la Mission de l'Etude du Plan de Base, JICA

Président Directeur Général de la SAED Ministère de Développement Rural et de l'Hydraulique.

Directeur Général du Budget et de l'Assistance au Développement Ministère de l'Economie, des Finances et du Plan.

川田明宏

m
L

1. BUT DU PROJET:

Le but du présent Projet consiste à réhabiliter les installations d'irrigation et de drainage et à aménager les terrains agricoles, afin de contribuer à l'augmentation de la production agricole.

2. SITE DU PROJET:

Le site du Projet est le casier de Débi, situé sur la rive gauche du fleuve Sénégal.

3. ORGANISME D'EXECUTION DU PROJET:

L'organisme d'exécution du présent Projet est la SAED.

4. LE CONTENU DE LA REQUETE DU GOUVERNEMENT DU SENEGAL:

Le contenu de la Requête du Gouvernement du Sénégal adressée au Gouvernement du Japon est le suivant:

- (1) Pompes d'irrigation.
- (2) Pompes de drainage.
- (3) Bâtiments pour stations de pompage.
- (4) Réhabilitation et extension des réseaux d'irrigation.
- (5) Réhabilitation et extension des réseaux de drainage.
- (6) Réhabilitation et extension des constructions de génie civil des réseaux.
- (7) Réhabilitation (planage) et extension (planage) des parcelles.
- (8) Installations électriques et autres installations auxiliaires nécessaires au fonctionnement de pompes.
- (9) Autres travaux nécessaires au Projet.

Le contenu définitif du Projet sera déterminé à la suite des études finalisées au Japon.

5. LES OBLIGATIONS DU GOUVERNEMENT DU SENEGAL:

Les obligations du Gouvernement du Sénégal dans le cadre du

présent Projet sont indiquées dans l'Annexe-I.

6. PROJET DE FORMATION PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON:

La partie sénégalaise souhaite que soit considéré dans le Projet un programme de formation de cadres dans les domaines de la gestion de l'eau, de l'entretien et de la maintenance des aménagements hydroagricoles et de l'économie agricole.

7. SYSTEME DE COOPERATION FINANCIERE NON-REMBOURSABLE DU JAPON:

- (1) Le Gouvernement du Sénégal a montré sa compréhension du système de Coopération Financière Non-Remboursable du Japon.
- (2) Le Gouvernement du Sénégal exécutera les formalités nécessaires, afin de mener à bonne fin l'exécution du Projet.

8. SYSTEME D'ENTRETIEN ET DE MAINTENANCE:

La partie sénégalaise doit mettre en place le système d'entretien et de maintenance mentionné ci-après lors de la réalisation du présent Projet:

- (1) Après l'Echange des Notes entre les deux Gouvernements, la partie sénégalaise conclura rapidement avec les groupements de paysans un protocole d'acceptation pour le transfert des infrastructures hydroagricoles réhabilitées et de leur gestion et maintenance par les paysans.
- (2) Une Union des groupements de paysans.
- (3) La SAED et l'Union des groupements des paysans ayant passé le Contrat de Concession pour la gérance, vont exécuter conformément aux termes du Contrat, l'exploitation adéquate du périmètre aménagé et la maintenance appropriée des installations.
- (4) Les installations réalisées dans le cadre de la Coopération Financière Non-Remboursable seront définitivement les propriétés du Gouvernement du Sénégal.

9. ETAPES DU PROGRAMME D'ETUDE:

- (1) Les études sur le terrain relatives au plan de base seront poursuivies jusqu'au 15 Décembre 1992.
- (2) Après évaluation des résultats de l'étude, le projet du rapport final sera rédigé; celui-ci sera ensuite présenté et exposé au Gouvernement du Sénégal en début Mars 1993.
- (3) Après avoir exposé le projet du rapport final et en avoir discuté, il sera établi le rapport final définitif en tenant compte des commentaires de la partie sénégalaise. Le rapport sera envoyé au Gouvernement du Sénégal au mois d'Avril 1993.

ANNEXE - I

Obligations du Gouvernement du Sénégal:

1. Fournir les données et informations nécessaires à l'exécution du présent Projet.
2. Avant le démarrage des travaux, fournir toutes les explications nécessaires sur le Contrat de concession aux producteurs concernés par le Projet, afin d'obtenir leur accord.
3. Afin d'assurer l'exécution harmonieuse du Projet, prendre toutes les mesures réglementaires nécessaires pour éviter tout conflit résultant de l'usage de la terre ou des eaux.
4. Prendre les mesures nécessaires pour une rapide exécution des formalités administratives relatives à la douane et au transport des produits importés dans le cadre du Projet, afin d'assurer l'exécution des travaux dans les délais.
5. faciliter les formalités d'entrée et séjour au Sénégal des nationaux japonais dont les prestations de service sont nécessaires à l'exécution du Projet.
6. Exonérer les nationaux japonais de tous frais douaniers, impôts et taxes qui pourraient être demandés au Sénégal, dans le cadre de la fourniture des équipements et de la prestation de service exécutées en vertu des contrats vérifiés.
7. Prendre en charge les commissions de la Banque de change japonaise (commissions pour autorisation de paiement, et transfert) relatives aux services conformes aux Arrangements bancaires.
8. Prendre en charge toutes les dépenses nécessaires à l'exécution du présent Projet, autres que celles prises en charge par la Coopération Financière Non-Remboursable.
9. Affecter pour le présent Projet, un personnel de contrepartie sénégalaise composé d'ingénieurs et de techniciens.
10. Prendre les mesures nécessaires pour que les groupements de paysans assurent la maintenance des constructions et des équipements qui seront introduits dans le cadre du Projet, et qu'ils prennent les mesures budgétaires nécessaires à cet effet.

セネガル共和国デビ地区灌漑改修計画
基本設計調査

セネガル共和国政府は、セネガル共和国デビ地区灌漑改修計画（以下「プロジェクト」という）について協力を要請した。この要請に基づき、日本国政府は、国際協力事業団（以下「JICA」という）を通じ、先に実施された本件に係る事前調査を踏まえ、基本設計調査を行うことを決定した。

JICAは、平成4年11月16日から12月15日まで農林水産省構造改善局建設部設計課施工企画調整室課長補佐 川田明宏を団長とする基本設計調査団（以下「調査団」という）をセネガル共和国に派遣した。

調査団は、セネガル共和国政府関係者、並びにセネガル河灌漑農業開発公社（以下「SAED」という）と一連の協議を行うとともに、計画実施予定地域における現地調査を実施した。

協議及び現地調査を踏まえ、両者は以下に添付記載した主事項について合意した。調査団は、現地調査及び収集した資料情報を検討分析し、基本設計調査報告書を取りまとめるものとする。

1992年11月25日

ダカール・セネガル

川田 明宏

団長

基本設計調査団

JICA

ソティ・モクター・ケイ

総裁

SAED

農村開発水利省

アブドゥラエ・ソディアエ

局長

開発予算・援助局

経済財政計画省

1. プロジェクトの目的

本プロジェクトの目的は、デビ地区の灌漑排水施設の改修及び農地整備により食糧生産の増大に貢献することにある。

2. プロジェクトサイト

本プロジェクトサイトは、セネガル河左岸にあるデビ地区である。

3. プロジェクトの実施機関

本プロジェクトの実施機関は、セネガル河デルタ地帯及びセネガル・ファレメ河流域整備開発公社（SAED）である。

4. セネガル共和国政府の要請内容

セネガル共和国政府が日本国政府に要請する内容は、次に示す通りである。

- (1) 灌漑ポンプ（複数）
- (2) 排水ポンプ（複数）
- (3) ポンプ建屋（複数、ポンプ全部に係る）
- (4) 灌漑水路網改修及び拡張
- (5) 排水水路網改修及び拡張
- (6) 水路網土木建造物改修及び拡張
- (7) 圃場改修及び拡張（レベリングを含む）
- (8) ポンプ稼働に必要な電気設備及び関連施設
- (9) その他計画に必要な工事

プロジェクトの最終内容は本調査の国内作業により決定される。

5. セネガル共和国政府の責務

本プロジェクトにおけるセネガル共和国政府の責務については、ANNEX I に示す通りである。

6. 日本国政府による研修計画

6. 日本国政府による研修計画

セネガル政府は、水管理、水利施設の維持管理及び農業経済の分野におけるSAEDの幹部の研修計画が考慮されることを希望する。

7. 日本国政府の無償資金協力システム

- (1) セネガル共和国政府は、日本の無償資金協力システムについて理解した。
- (2) セネガル共和国政府は、本プロジェクトの円滑な実施のために必要な手続き等を実施するものとする。

8. 維持管理体制

セネガル共和国側は、本計画の無償資金協力の実施後には次の維持管理体制を敷くものとする。

- (1) 両国政府によるE/Nの締結後、セ側は、速やかに、改修される農業水利施設の運営管理・保守の譲渡のための仮契約を農民組織と結ぶ。
- (2) 当該地区に農民組織の組合(Union)を創設する。
- (3) SAEDと農民組織組合は管理運営保守譲渡契約を結び、当契約に基づき整備地区の有効活用並びに計画施設の適切な維持管理を行う。
- (4) 無償資金協力により実現された施設は永久にセネガル国の所有であり続けるものとする。

9. 今後の調査工程

- (1) 基本設計調査の現地調査は、1992年12月15日まで引続き実施される。
- (2) 調査結果の技術的検討を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートを取りまとめ、1993年3月上旬にセネガル国政府に提出し、説明する。
- (3) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議後、セネガル共和国政府のコメントに基づき、基本設計調査報告書を作成して、1993年4月頃までにセネガル共和国政府に報告書を送付するものとする。

ANNEX-I

セネガル共和国政府の責務

1. 本計画の実施に必要な全てのデータ及び情報の提供
2. 本計画の実施までに、本計画に関係する生産者に対し譲渡契約についてあらゆる説明を提供し彼らの合意を取り付けること
3. 本計画の円滑な実施のため、土地利用及び水利用から生じるあらゆる権利争いを避けるため、必要な全ての法的措置を講ずること。
4. 本計画のために輸入される製品の通関及び輸送に関する行政手続きの迅速化のために必要な措置を講じ、工事の円滑な遂行を図ること。
5. 本計画の実施のための役務を提供する日本国民に対し、セ国内への入国（複数）及び同国における滞在のために必要な便宜を供与すること
6. 本計画に基づく、資機材及び役務の供与に関し、セ国において課せられる関税、国内税、その他全ての財政課徴金を免除すること。
7. 銀行協定に基づく業務に対し、日本の外国為替銀行への手数料（支払許可証明手数料及び振込手数料）を負担すること。
8. 無償資金協力により賄われる経費を除き、本計画の実施に必要な全ての経費を負担すること。
9. セネガル側カウンターパートとして、技師及び技術者を本計画に対し提供すること
10. 本計画により建設される施設及び供与される設備の維持管理を行わせしめるとともに、そのために必要な予算措置を講ぜしめること。

議 事 録

セネガル国デビ地区灌漑改修計画基本設計調査 (ドラフト・レポート説明・協議)

1992年11月にJICAは、セネガル国デビ地区灌漑改修計画の基本設計調査団をセネガル共和国に派遣した。調査団はセネガル政府関係者との協議、現地調査及び日本国内における技術検討の結果により、標記調査のドラフト・レポートを作成した。

ドラフト・レポートのコンポーネントをセネガル共和国側に説明、協議するためJICAは調査団を派遣した。この調査団は、農林水産省構造改善局設計課施工企画調整室課長補佐川田明宏氏を団長とし、1993年3月10日から3月21日まで滞在の予定である。

これらの協議において、両者は別紙について合意した。

ダカール 1993年3月18日

川 田 明 宏
J I C A 調 査 団 長

Sidy Moctar KEITA
S A E D 総 裁
農 村 開 発 水 利 省

Abdoulaye NDIAYE
局 長
開 発 予 算 ・ 援 助 局 長
経 済 財 政 計 画 省

別紙

1. ドラフト・レポート

セネガル政府は、調査団が提案したドラフト・レポートについて基本的に合意した。

2. 日本政府の無償資金協力システム

- (1) セネガル政府は、調査団が説明した日本の無償資金協力の仕組みを理解した。
- (2) 本計画が日本の無償資金協力で実施される場合、セネガル政府は本計画の実施を円滑に取り行うために、添付資料に記載される必要な処置を行うものとする。

3. 維持管理体制

- (1) 両国政府によるE/N締結後、工事完了までの間に、SAEDは、次の措置を講ずるものとする。
 - 1) SAEDは、当該地区に農業協同組合連合体(UNION)を創設させる。
 - 2) SAEDは、UNIONと農業水利施設の管理、運営、保守に関する委託契約を締結する。
 - 3) SAEDは、UNIONに対し、農業水利施設の保守、維持管理に関する契約の諸条項を厳格に遵守せしめるための措置をとる。
 - 4) SAEDは、UNIONが行う施設、機械の適切な維持管理のための要員を訓練、養成する。
 - 5) SAEDは、UNIONに定期預金口座を開設させ、施設、機械の修理・償却・更新の費用として毎作期毎に積立を行わせるものとし、このことについて共同責任を負う。
 - 6) 本件プロジェクトを収益性のあるものとするためには、米の二期作を行うことが不可欠であり、このためにSAEDは農民に対し技術指導計画を作成する。
 - 7) 二期作を行うためには、作期毎に資金が必要となるので、SAEDはセネガル農業金融公庫(CNCAS)に対し、金融面での農民支援措置を要請する。

- (3) 無償資金協力により供与された施設・機材は、永久にセネガル共和国の所有であり続けるものとする。

4. 今後の行程

調査団は、検討、合意した項目にしたがってファイナル・レポートを作成し、1993年4月末までにセネガル共和国に提出する。

5. 日本無償資金協力が実施される場合における、セネガル政府のとるべき措置

- (1) 本計画で供与される施設及び資機材の設置に必要な用地を確保すること。
- (2) 本計画で新しく整備される圃場は、当該地区農業協同組合の合意のもとに農民に供されること。
- (3) 防風・防砂のための植樹を行わせること。
- (4) 銀行間協定に基づいて行われる業務に関して、外貨両替を行う日本の銀行に対し、手数料を支払うこと。
- (5) 本計画の実施に関連して輸入される資材、機器、部品の輸入税、関税の免除及び迅速なる機材の引き渡しを行い、また、輸送の便宜をはかること。
- (6) 資機材供給並びに契約の定める業務を行う日本人に対して、セネガル共和国への入国及び任務の遂行上必要となる期間セネガル共和国での滞在を許可すること。
- (7) 日本の無償資金協力によって供与された機材の適切な整備・使用を行うこと。
- (8) 資機材の輸送・設置に関連して発生する事項のうち、日本の無償資金協力でカバーされない費用を負担すること。

4 - 2 耕作契約書 (S A E D - 農民組織)

セネガル共和国

農村開発省

セネガル河ファレメ川流域開発整備公社

耕作契約

_____ 県 _____ 支所長によって代表される、
セネガル河和国ファレメ川流域開発整備公社 (以下 S A E D という) と、

_____ 地方自治体の管轄下にある _____ 灌漑区
_____ 番灌漑区を耕作する _____ を代表する _____
_____ (以下農民組織 O P という) は、

以下の通り合意し、取り決めた。

第 1 条 本契約の内容

本契約は、

_____ の地方自治体のために灌漑区を整備した S A E D と、

— 上記において確認された灌漑圃場の被付与者として、地方自治体によって任命された O P、との関係を定義する事を目的とする。

本契約は、

- 灌漑区の耕作
- 水の供給と灌漑水路網の利用
- 灌漑水路網及びその構造物の維持管理
- 植林による灌漑区域の保護
- O P の責任・指導者の養成

－ 籾米の販売

に関連するものである。

第2条 灌漑区の耕作

－ SAEDは、耕作者に、農業生産の集約化及び多様化、並びにOPの資産の管理に関する適切な技術指導を行うことを約束する。

第3条 水の供給と灌漑水路網の利用

－ SAEDは、灌漑区の取水口に、耕作に必要な量の水を供給することを約束する。

－ SAEDは、灌漑区の下流部から共同排水路に流れ込んだ水を排水することを約束する。

－ OPは、灌漑圃場管理委員会によって決議された用排水路及び農道の利用規制を尊重することを約束する。

－ OPは、SAEDによって決められている水使用料金及びその支払い期限を守ることを約束する。

－ OPは、灌漑区内における水の正確な分配を行うことを約束する。

第4条 灌漑水路網とその構造物の維持管理

－ SAEDは、灌漑区の上流部にある灌漑水路網、その構造物及び農道全体、並びに下流部の排水路網及びその構造物全体の良好な機能状態を維持することを約束する。

－ OPは、灌漑区内の構造物、用排水路、農道全体の良好な機能状態を維持することを約束する。

第5条 植林による灌漑区の保護

－ SAEDは、苗木の灌水のための灌漑設備を設置することを約束する。

－ SAEDは、苗木を提供し、防風林の植林、維持管理及び運用のための技術指導を行うことを約束する。

－ OPは、防風林の植林、灌漑、保護、維持管理及び運用を行うことを約束する。

第6条 OP責任者の養成

－SAEDは、OPによって任命された全ての責任者に対して適切な研修を無料で行うことを約束する。特に、

－運営管理者（会長、財務担当役員、経理係、倉庫係）

－技術者（中間普及者、水管理者）

－OPは、任命した責任者が、SAEDによって催される研修会に熱心に参加するよう配慮する。

第7条 粳米の販売

－SAEDは、OPによって提供される粳米を全て購入し、受領後_____以内に支払いを行うことを約束する。

－OPは、SAEDに商品と成り得る公正な品質の生産物だけを提供することを約束する。

－販売に関する規制は、SAEDとOPの双方によって作成され、署名された特別契約書に従って、各々の販売期に決定される。

第8条 係争及び訴訟

もし、契約者の一方が、他方の契約の不履行による損害を受けたと見なした場合、前者は48時間以内に、文書で、管理委員会と相手側にそのことを知らせる。訴訟の場合は、法的機関に、その処分を依頼する。

第9条 契約期間

本契約書の契約期間は、一方の解約及び、OPの中途解散の場合を除き、無制限である。

_____にて、199__年__月__日

オリジナル_____部

OP代表

SAEDの支所長

(別添2)

4 - 3

農業水利施設の管理・運営及び保守に関する権限委譲契約

セネガル川流域において国家のために農業水利施設を整備するとともに、経済利益集団 (GIE) または村落農業協同組合 (SV) に編成された農民組織と共同してその農業利用の促進を図ることを任務とする公的機関である SAED の新たな方針に従い、本契約の締結が決定された。

セネガル川及びファレメ川流域整備開発公社 (以下 SAED といい、ダガナ支所長を代表者とする) を一方の当事者とし、

〇〇灌漑区に所在する GIE または SV の連合体 (以下 UNION といい、その長××を代表者とする) をもう一方の当事者として、

両者は以下の通り合意し、取り決めた。

(通 則)

第1条 契約当事者双方は、当該灌漑区の採算性向上と、適切に組織された農業経営者による灌漑区の直接管理を旨とする下記条項の遵守が、農業水利施設の永続及び国の食糧自給に対して有する重要性を認識するものである。

(SAEDの債務)

第2条 SAEDはUNION に対し、以下の責任を負う。

1. 〇〇灌漑区を改修・整備して、持続性のある農業経営の創設が可能な、機能的かつ信頼性の高い生産手段とすること。
2. 〇〇灌漑区の農業水利施設をUNION に権限委譲すること。対象施設の明細書及び目録はAnnex とする。
3. UNION の農民構成員に対する技術指導及び研修を行い、またUNION の財務・会計管理責任者の養成を図ること。
4. UNION に対し、当該灌漑区の維持管理ノート (NEG) を作成し、提供すること。
5. UNION と共同して、各年度の初めに灌漑・排水路及び電動水利機器の年間保守計画及び日程表を策定すること。

6. UNION が要求する場合、民間企業への発注工事の検査・監督を行うこと。
7. UNION が要求する場合、ポンプ設備の定期的保守作業を有償で実施すること。
8. UNION の構成員及び責任者に対して、灌漑区の保守作業に関する研修を行うこと。
9. UNION に対して、その任務の遂行に必要な支援を与えること。
10. UNION の技術的及び財務的管理に関し、定期検査を実施し、必要な場合には適切な再建措置の策定を図ること。
11. セネガル電力公社(SENELIC) への電気代金未払分を支払い、契約を解除すること。

(GIEまたはSVのUNIONの責務)

第3条 UNION は第2条に規定された権限委譲を受け入れるとともに、SAEDに対し、当該灌漑区の運営・管理及び正常な保守を行う義務を負う。そのため、UNION は以下の責任を負う。

1. 構成員に対し、本契約のAnnex 記載の方法に従い、SAEDに対する全債務を弁済せしめること。
2. UNION と農業経営者間の営農契約を遵守し、かつ構成員をして遵守せしめること。
3. UNION 管理委員会の正常な機能と構成員への規則の厳正な適用により、UNION の団結を良好ならしめること。
4. SAEDダガナ支所関係部局の監督のもとに、灌漑・排水路の浚渫・成形、堰・堤の補強、農道の保守、防風・防砂用の既存あるいは新設の多年生樹木の維持等、当該灌漑区のすべての集団作業及び人力による維持作業を自力で実施すること。
5. 灌漑・排水路、農道並びにポンプ場の水利・電動水利機材の保守・修理を最良の条件で、みずからの費用により行うこと。
6. 各農期ごとに、水路網及びポンプ場施設の通常的保守並びに大規模修理のための準備資金を用意すること。これにはポンプ場の土木工事及び電動ポンプの償還・更新費を含むものとする。
7. UNION の討議機関に対して、作付計画、クレジットニーズ、作業計画、経営収支予測を含む農期計画を提案すること。

8. 上記農期計画及びSAEDによる灌漑区の保守・運営に関する技術的指示の遵守を図ること。
9. SENELEC との間に電力供給契約を締結すること。
10. 構成農民組織が負うすべての納付金の完全な徴収を行うこと。
11. UNION と第3者機関との契約に基づく債務の弁済を図ること。
12. 銀行に定期預金口座を開設し、大規模修理のための準備金及び電動水利機材の償還・更新のための準備金を積立てること。
13. UNION の資金及び機材を厳格に管理すること。
14. SAEDによるUNION の財務的・技術的監督を容易ならしめるため、SAED職員に対して、権限委譲灌漑区への立入り及び管理書類の閲覧を認めること。

(係争及び訴訟)

第4条 UNION が本契約記載の責任を果たさない場合、SAEDは状況の立て直しのため
に取るべき措置につき、UNION の総会に訴えるものとする。

第5条 SAEDが本契約記載の責任を遵守しない時には、UNION はSAED総裁に訴えるこ
とができ、総裁は係争問題の解決のため、適切な措置をとるものとする。

第6条 両者間の話し合いによる解決が見られない場合には、当然県行政当局の仲裁
を求める。

第7条 本契約は当事者双方の署名の日から効力を発する。

ロスベチオにおいて _____年__月__日

UNION長

ダガナ支所長

SAED総裁

県知事

4 - 4 農業水利施設の管理・運営及び保守に関する権限委譲 (仮)

MT/nd

REPUBLIQUE DU SENEGAL

MINISTERE DU DEVELOPPEMENT RURAL

SOCIETE NATIONALE D'AMENAGEMENT ET
D'EXPLOITATION DES TERRES DU DELTA
DU FLEUVE SENEGAL ET DES VALLEES DU
FLEUVE SENEGAL ET DE LA FALEME

DELEGATION DE DAGANA

PROTOCOLE D'ACCEPTATION ENTRE LA SAED ET LES
REPRESENTANTS DES PAYSANS DU CASIER DE DEBI POUR LE
TRANSFERT DE LA GERANCE, DE L'EXPLOITATION ET DE
L'ENTRETIEN DES INFRASTRUCTURES HYDROAGRICOLES
REHABILITEES AUX PAYSANS DE CE CASIER.

En prélude aux travaux de réhabilitation du Casier de DEBI et de la nécessité de responsabiliser totalement les producteurs dans l'exploitation, l'entretien et la gestion des aménagements hydro-agricoles, il a été décidé de conclure ce protocole :

ENTRE :

La Société Nationale d'Aménagement et d'Exploitation des Terres du Delta du Fleuve Sénégal et des Vallées du Fleuve Sénégal et de la Falémé, représentée par l'Ingénieur Délégué de Dagana, et ci-après dénommée "LA S.A.E.D."

ET :

Les Représentants des cinq (05) sections villageoises exploitant le casier de DEBI ci-après désignés les REPRESENTANTS des Paysans, d'autre part,

Les deux parties ont convenu et arrêté ce qui suit :

ARTICLE PREMIER : La SAED s'engage auprès des Représentants des Paysans à :

- 1.- Réhabiliter et équiper le casier de DEBI pour en faire un instrument de production performant et fiable permettant une meilleure intensification de la production agricole et la création d'exploitations viables;
- 2.- Concéder à l'Union des Organisations Paysannes qui sera créée, avant la mise en eau, l'ensemble des infrastructures hydro-agricoles du casier réhabilité de DEBI.

ARTICLE 2 : Les Représentants des Paysans acceptent la concession prévue à l'article premier en son alinéa 2 et s'engagent, vis-à-vis de la SAED, à assurer l'exploitation, la maintenance et l'entretien régulier du casier concédé.

ARTICLE 3 : Les Représentants des Paysans s'engagent à mettre en place, avant la mise en eau du casier, une Union des Organisations Paysannes qui signera pour le compte des paysans, le contrat de concession pour la gérance, l'exploitation et l'entretien des infrastructures hydro-agricoles.

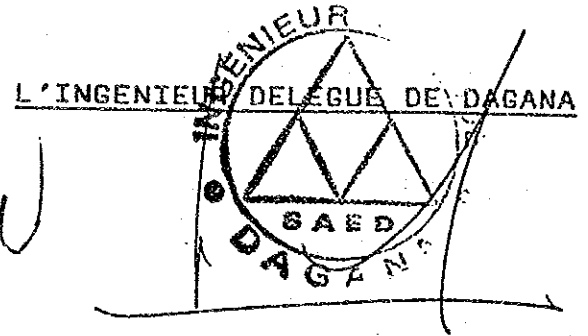
.../...

ARTICLE 4 : Ce protocole prend effet à compter de la date de signature des deux parties contractantes.

FAIT A DEBI, LE 08 JAN. 1981

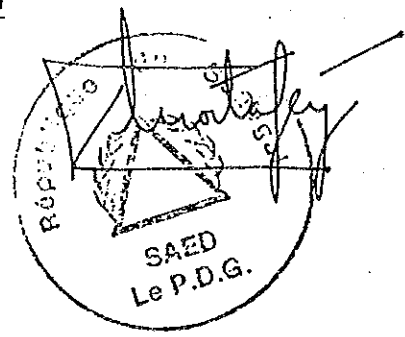
LES REPRESENTANTS DES PAYSANS
DES CINQ SECTIONS VILLAGEOISES
DE DEBI
ONT SIGNE :

- 1. S.V. DEBI I = Moctar FALL *[Signature]*
- 2. S.V. DEBI II = Samba WADE *[Signature]*
- 3. S.V. DEBI III = Alioune DIAW *[Signature]*
- 4. SV.TIGUET I = Mouhamadine DIAGNE *[Signature]*
- 5. S.V. TIGUET II = Mouhamed SECK *[Signature]*



Thiouso DIALLO

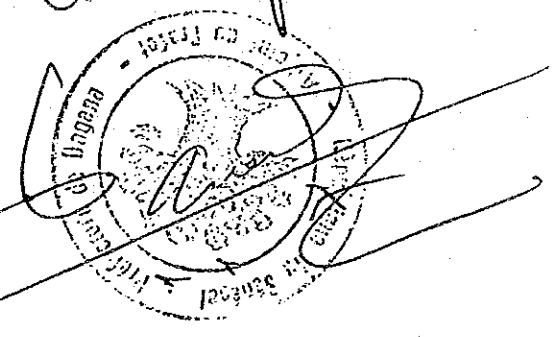
LE PRESIDENT DIRECTEUR GENERAL
DE LA SAED



Sidy Moctar KEITA

L'AUTORITE ADMINISTRATIVE DU
DEPARTEMENT, LE PREFET

[Signature of the Prefet]



5. 収集資料リスト

(1) 気象・水文関係

- Analyse de la pluviométrie et de l'évapotranspiration dans la zone du Delta du fleuve Sénégal (セネガル河流域における降雨量と蒸発量の解析)
: SAED
- CARNET DES HAUTEURS D'EAU, Année 1991-1992 (年間水位記録) :
DIVISION REGIONALE DU GENIE RURAL ET DE L'HYDRAULIQUE
- NDIOL 観測所気象データ (気温、風速、蒸発量) 1981-1991 : ISRA
- RICHARD-TOLL 観測所気象データ (気温、湿度、風速、日照) 1981-1991 : ISRA
- DEBIポンプ地点水位データ 1982-1992 : SAED
- ROSSO 地点水位データ 1979-1986 : 水利研究所

(2) 土壌、土質関係

- Rapport Annuel d'Activité, Cellule Pédologique, DPA, SAED, 1973
(SAED土壌調査室年報, 1973)
- Rapport de Synthèse du Suivi Agropédologique, Cellule Pédologique, DPA, SAED, 1974
(農業土壌調査概要報告, SAED土壌調査室, 1974)
- Résultats du Contrôle des Sols dans le Périmètre Debi-Boundoum, Cellule Pédologique, DPA, SAED, 1985
(デビ・ブンドゥーム灌漑区の土壌管理の結果, SAED土壌調査室, 1985)
- Bilan Global de l'Effet des Aménagements Tertiaires sur l'Evolution des Sols du Delta et le Mouvement de la Nappe Alluviale, cellule Pedologique, DPA, SAED, 1985
(デルタ土壌の変化と沖積面の変動に及ぼす第3次整備の効果の総括, SAED土壌調査室, 1985)
- デビ地区土壌PH分布図, 1/10,000, 1975
- デビ地区土壌EC分布図, 1/10,000, 1975
— 初期計画図つき —
- デビ地区土壌粘土層厚分布図, 1/10,000, 1975

(3) 契約関係

- SAEDと農協間の契約書
 - ① Contrat d'Exploitation (現行の営農契約)
 - ② Contrat de Commercialization (現行の米販売契約)
 - ③ Contrat de Concession pour la Gérance, l'Exploitation et l'Entretien

des Amenagements Hydro-agricoles

(権限委譲後の契約、保守管理ノートつき)

- Contrat de Culture de Tomate (トマト加工会社と農協の委託栽培契約)
- デビ・チゲット灌漑区UNION 結成総代会議事要旨 (1992.10.1)

(4) 設計/図面関係

- デビ地区灌漑整備・変更計画書 1980 : SAED
- " " 1981 : SAED
- デビ地区関連図面 : 16 枚
- デルタ地帯関連図面 : 2 枚

(5) その他

- セネガル米市場現況調査報告書(1989) : 経済財務省
- 農業統計/1981年～1991年の推移 : SAED
- SAEDプロジェクト総括(1989) : SAED

6. セネガル国データ

I 基礎指標

1. 国名

- ・セネガル共和国
- ・首都 ダカール 独立年月日 1960年 8月20日

2. 国土・人口（1992年）

- ・面積 196,772 km² ・人口 767万人 ・人口密度 39.0人/km²
- ・人口増加率 2.76 % ・ダカール人口 120万人

3. 政体

社会党の率いる共和制、ディウフ(Abdou Diouf)大統領は、1993年2月の大統領選挙で四選された（任期7年）。

4. 宗教

- ・イスラム教（90%以上）、他は主としてカトリック。

5. 言語

フランス語を公用語とする他、各民族語として、Wolof, Poular, Serére, Jola, Fulani, Soninke, Mandingue が主なものとしてある。

6. 民族

ウォロフ、トクルール、プル、セレール、ジョラ、マンディング、ソセ、ソニンケが主なものである。

7. 教育

- ・成人識字率 男 37%、女 19%
- ・初等学校就学率 48%

8. 通貨レート

- ・通貨単位 F. CFA (CFAフラン)、1.0FFR = 50 F. CFA
- ・レート 1.0FFR = 50 F. CFA = 24.75 円(1992年7月～12月の平均)

月	円対米ドル・レート		円対仏フラン・レート	
	1992年		1992年	
7月	126.69	円/米ドル	25.40	円/仏フラン
8月	127.35		26.09	
9月	123.73		25.41	
10月	122.08		24.57	
11月	124.81		23.53	
12月	125.03		23.42	
6ヶ月平均	124.96	円/米ドル	24.75	円/仏フラン

資料：
東京銀行電信売
(T T S)

9. 気候・地勢・緯度

セネガル国はアフリカ大陸最西端に位置し、西は大西洋、北はモーリタニア国、東はマリ国、南はギニア国及びギニア・ビサウ国に接している。熱帯性気候で気温は全般に高く、雨期（6月～10月）と乾期（11月～5月）に分かれている。国土全体の地形は概して平坦で標高130m以下の広大な平原が支配的であり、セネガル川流域の低地では灌漑稲作が盛んである。北緯12～16度、西経11～17度に位置する南北約400km、東西600km、面積約20万km²の国である。

II 社会・経済指標

1. 国内総生産（1991年）

- ・ GDP 159.0百億F.CFA ・ 一人当りGDP 17.8万F.CFA
 (5,636百万US\$) (US\$401)
- ・ 成長率 2.7%(1987～1991年)

2. 国内総生産内訳

- ・ 第1次産業 22.2%
- ・ 鉱工業 18.3%
- ・ 運輸、商業 31.5%
- ・ 政府及びその他サービス 28.0%

3. 貿易収支

1987-1991年の貿易収支(100万米ドル)

	1987	1988	1989	1990	1991
輸出額	671	763	777	912	940
輸入額	956	1,010	1,004	1,176	1,187
収支	△285	△247	△227	△264	△247

資料：WORLD BANK

4. 主要輸出入品目構成（100万米ドル）：1990年

主要輸出品目		主要輸入品目	
1) 鮮魚、魚製品	202	1) 二次製品	406
2) 落花生製品	159	2) 食糧品	331
3) 化学製品	89	3) 資本財	187
4) 燐鉱石	71	4) 石油製品	159
5) 石油製品	25		

5. 主要輸出入相手国：1990年

主要輸出先国		主要輸入先国	
1) フランス	35.4%	1) フランス	37.2%
2) イタリア	9.7	2) イタリア	6.3
3) スペイン	5.9	3) コートジボアール	5.4
4) インド	5.0	4) スペイン	4.3
5) マリ	4.5	5) アメリカ	4.1

6. 消費者物価上昇率

年	消費者物価上昇率
1987	-4.1%
1988	-1.8
1989	0.4
1990	0.3
1991	-1.8
平均	-1.4%

資料：セネガル経済財務計画省統計局

7. セネガルの対外債務状況

1990年第3四半期～1991年第2四半期のセネガルの対外債務状況（10億FCFA）

	1990		1991	
	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期
国際機関	400.0	401.1	423.9	434.9
IMF	82.6	85.4	83.0	87.0
ODA	195.5	209.1	210.0	212.7
OECD	104.8	119.0	117.0	116.9
アラブ諸国	83.6	83.0	86.2	86.7
その他	7.1	7.1	6.7	9.1
輸出信用	21.1	19.0	18.4	16.4
非保証銀行貸付	9.6	9.4	9.4	9.4
ロンドンクラブ	9.4	9.4	10.5	10.5
パリクラブ	114.2	112.1	108.4	106.9
その他	11.6	11.2	12.6	12.0
AIR AFRIQUE 債務	10.3	9.9	8.9	8.6
対外債務合計	771.7	781.2	802.2	811.5

資料：セネガル経済財務計画省

8. 財政収支

財政収支(10億FCFA)

	1990/91年度		1991/92年度
	予 算	決 算	予 算
歳入総額	300.1	300.9	307.0
租税歳入	254.6	241.4	262.1
所得税	66.0	61.4	63.3
法人税	4.8	4.5	4.5
不動産税	4.3	3.5	10.9
付加価値税	60.4	62.9	65.0
関税	113.3	104.1	112.7
その他租税	5.8	5.0	5.7
租税外歳入	45.5	59.5	44.9
歳出総額	193.0	206.0	331.0
一般歳出	188.0	194.0	298.0
人件費	125.0	129.5	187.0
物件費	63.0	64.5	111.0
建設費	5.0	12.0	33.0

資料：セネガル経済財務省

III 開発指標

1. 経済社会開発計画

セネガルの経済社会開発は、1961～64年を計画期間とする第1次計画に始まり1985～88年を計画期間とする第7次計画まで、4年を単位とする「経済社会開発計画」のもとに進められてきた。現在は「第8次経済社会開発計画」を実施中であるが、この計画は1989～95年の6年を計画期間としている。

第7次計画では、農林漁業の開発が重点分野とされていたが、第8次計画では第1次、第2次、第3次産業に共通する基本的な事項、すなわち民間活力の活用や技術教育・訓練の強化を重点とし、開発戦略の軸として、次の5項目を掲げている。

- (1) 国全体の生産性を持続的に向上させること。
- (2) 国民の責任と結集への動きを喚起すること。
- (3) 教育システム、開発への適性を強化し、社会の交流を拡大すること。
- (4) 都市の繁栄に道すじをつけ、農村の経済を守ること。
- (5) 国の自立を固め、国際共同開発に地位を占めること。

第7次計画と比較した第8次計画の産業部門別の投資計画額は次のとおりで、部門間の釣合いを重視している。

第7次及び第8次計画の産業部門別投資計画額

(単位：10億FCFA)

	第7次計画			第8次計画		
	全体投資額	年平均投資額	比率 (%)	全体投資額	年平均投資額	比率 (%)
第1次産業	232.5	58.1	40.9	359.0	59.8	25.8
第2次産業	187.2	46.8	33.0	535.0	89.2	38.5
第3次産業	148.2	37.1	26.1	496.0	82.7	35.7
合計	567.9	142.0	100.0	1,390.0	231.7	100.0

農村開発の戦略目標は次の8項目である。

- (1) 食料需要の充足
- (2) 伝統的輸出生産物の維持と新規収益作物の開発
- (3) 砂漠化防止
- (4) 自然資源の適切な管理
- (5) 生産者を発展の主人公にすること
- (6) 生産者に十分な収入を保証すること
- (7) 調和のある発展を保証するための国の管理の簡素化
- (8) 農村の生活水準の改善

灌漑事業への投資額は第7年次計画では750億FCFAであったが、第8年次計画に基づく公共投資3ヶ年計画(1991~1994)では、約710億FCFAの投資を予定している。

2. セネガル河左岸総合開発マスタープラン

1991年4月セネガル政府計画協力省、国連開発計画（UNDP）、世界銀行（IBRD）は、セネガル河左岸総合開発マスタープランを公表した。本マスタープランは、1990～2015年の25年間を対象とし、ディアマ、マナンタリ両ダム完成後のセネガル河左岸における農業水利開発を中心に、飲料水、電化、道路、通信・放送、公衆衛生及び教育施設をも含めた総合的な地域開発の基本構想をまとめたものである。

灌漑開発に関して、マスタープランは、対象期間を3期に区分し、それぞれの目標を次のように定めている。

(1) 1990～1993年：準備期間

予備調査、開発のための体制整備並びに進行中又は融資が決定している改修計画の実施。デビ地区の改修はこの時期に組み込まれている。新規開発は2930ha。

1990～1993年の改修計画は次のとおりである。

地 域	面 積	内 訳	
・ダガナ地域	7,325ha	デビ地区	750 ha
		ダガナA及びB地区	1,775 ha
		ブンドウム地区	1,600 ha
		ラムサール地区	1,800 ha
		グランド・ディッグ地区	800 ha
		テレル地区	750 ha
・ポドール地域	960ha	ゲデ地区	780 ha
		小規模灌漑区	180 ha
・マタム地域	100ha	小規模灌漑区	100 ha
・バケル地域	600ha	小規模灌漑区	600 ha
合 計	8,985ha		

(2) 1994～2000年：建設期間

- ・新規開発 10,523ha、・既存灌漑区改修 10,149ha、
- ・総灌漑面積 53,000ha、・目標作付率 150%

(3) 2001～2015年：強化期間

- ・新規開発 33,139ha、・総灌漑面積 88,000ha、・目標作付率 160%、
- ・水稻生産目標 564,200t

本マスタープランの施設整備及び改修事業に対する投資計画は次のとおりである。

セネガルの河左岸における水利施設整備投資計画

(単位 百万FCFA)

項目	地域	1990-1993				1994-2000				2001-2015				備考
		地区	工事	調査	監理	地区	工事	調査	監理	地区	工事	調査	監理	
地域別 水利計画	DAGANA	1. Djeuss排水路	4,800	200	216	1. Bas Lampsar 水路 掘削	560	0	25	1. Djeuss排水路 フェーズ2	900	0	41	その他、左岸全体にわたる調査計画として、次のものがある。 1. セネガルの水利モデル(継続) 2. A級人工洪水氾濫水地の地形図作成(1990-2000) 30MFCA 3. 人工洪水の試験プロジェクト調査2ヶ所(1994-2000) 125MFCA
		2. 既設灌漑区との接続	1,430	50	64	2. Ronq水路	315	0	14					
		3. Gorom-Lampsar幹線給水路改良	1,691	59	76	3. Ndiacel低地給水	1,100	0	50					
		4. Gorom上流改良 Ronq水路掘削	0	11										
	PODOR	5. Bas Lampsar水路掘削	0	48	0									
		6. Ndiacel低地給水	0	39	0									
		7. Diana-Guiersの管理改善	0	50	0									
		8. デルタ民営灌漑地地形図作成												
MATAM	1. Ngaltenka下流整備	500	18	23	1. Ngaltenka上流整備	0	18	0	1. Ngaltenka上流整備	500	0	23		
	2. ゲート補修	45	2	2	2. Dove給水架設	0	50	0						
	3. Gaya再掘削	300	11	14										
BAKEL	1. Dioulal取水工	250	9	11	1. F26 灌漑区給水	255	9	11	1. F25 灌漑区補足給水	300	11	14		
	2. Diamele整備	620	41	28	2. F26 灌漑区給水	400	14	18						
	3. Diamele取水工	150	5	7	3. Diamele再掘削	300	0	14						
合計	左岸全体	1. CR de Belle及びGabouの4箇池掘削	300	11	14	4. Diameleポンプ場	150	0	7					
		2. Falemé調査	0	20	0									
合計	左岸全体	10,086	574	455		3,080	91	132		1,700	11	77		

セネガル河左岸における既存灌漑区改修投資計画

地 域	1990 ~ 1993				1994 ~ 2000			
	大規模灌漑区		小規模灌漑区		大規模灌漑区		小規模灌漑区	
	面積 (ha)	投資 (MFCFA)	面積 (ha)	投資 (MFCFA)	面積 (ha)	投資 (MFCFA)	面積 (ha)	投資 (MFCFA)
DAGANA	7,323	12,525	0	0	1,815	4,190	1,645	940
PODOR	780	1,560	180	180	0	0	2,385	1,703
MATAM	0	0	100	100	0	0	3,420	2,443
BAKEL	0	0	600	600	0	0	885	633
合 計	8,105	14,085	880	880	1,815	4,190	8,334	5,719

JICA